

## 第9章 環境保全措置

### 9.1 環境保全措置の検討

滋賀県環境影響評価技術指針においては、環境影響がないと判断される場合および環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合を除き、環境保全措置を検討することとされている。

本事業では、上記に加えて、対象事業の実施による影響を回避または低減するために実施する実行可能な環境保全措置を検討した。

## 9.2 環境保全措置の検討結果

検討の結果、予測の不確実性の程度が大きい選定項目に係る環境保全措置、新たな影響が生じる環境保全措置、効果に係る知見が不十分な環境保全措置ならびに代償措置を講ずる環境保全措置はない。また、いずれも将来判明すべき環境の状況に応じて講ずる環境保全措置ではない。

環境保全措置の検討結果を表 9-1～表 9-14 に示す。

### (1) 大気質

表 9-1(1) 大気質に係る環境保全措置の検討結果

| 環境影響要因                       | 措置の種類          | 措置の区分 | 実施主体 | 保全措置の内容および効果  | 効果の不確実性 | 新たに生じる影響 |
|------------------------------|----------------|-------|------|---|---------|----------|
| 重機の稼働<br>(大気質)<br>(工事の実施)    | 排出ガス対策型建設機械の採用 | 低減    | センター | 建設工事に使用する重機(建設機械)は、排出ガス対策型を採用することにより、周囲への大気質の影響を低減できる。  | なし      | なし       |
|                              | 重機の整備・点検       | 低減    | センター | 重機の整備・点検を徹底することにより、整備不良による大気汚染物質の発生を抑制できる。  | なし      | なし       |
|                              | 教育指導の実施        | 低減    | センター | アイドリングストップの徹底や空ぶかしの禁止、重機に過剰な負荷をかけないよう留意するなど、工事関係者に対して必要な教育・指導を行うことにより、大気汚染物質の排出量を抑制できる。         | なし      | なし       |
|                              | 仮囲いの設置         | 低減    | センター | 建設工事の期間中においては、必要な範囲に仮囲いを設置することにより、重機からの排ガスの影響が低減される。  | なし      | なし       |
| 工事用車両の走行<br>(大気質)<br>(工事の実施) | 運搬車両台数の低減      | 低減    | センター | 土地の改変に伴う発生土砂は、対象事業実施区域内で再利用し、周辺道路を走行する工事用車両の台数を減らすことにより、沿道大気質への影響を低減できる。                        | なし      | なし       |
|                              | 車両の維持管理        | 低減    | センター | 工事用車両の維持管理を徹底し、車両排ガス等を適正に保つことにより、沿道大気質への影響を抑制できる。   | なし      | なし       |
|                              | 運転手の教育・指導      | 低減    | センター | 工事用車両の走行にあたっては、積載量や走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの励行や空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を徹底することにより、沿道大気質への影響を抑制できる。 | なし      | なし       |

表 9-1(2) 大気質に係る環境保全措置の検討結果

| 環境影響要因                             | 措置の種類       | 措置の区分 | 実施主体 | 保全措置の内容および効果   | 効果の不確実性 | 新たに生じる影響 |
|------------------------------------|-------------|-------|------|--|---------|----------|
| 重機の稼働<br>(粉じん等)<br>(工事の実施)         | 散水の実施       | 低減    | センター | 強風時や乾燥時等の砂じんの発生しやすい気象条件においては、必要に応じ、適宜散水を行うことにより、粉じん等の発生を抑制できる。                                     | なし      | なし       |
|                                    | 敷鉄板の設置      | 低減    | センター | 敷地内の車両走行ルートや重機稼働箇所を中心に、可能な限り敷鉄板を設置することにより、粉じん等の発生を抑制できる。   | なし      | なし       |
| 施設の稼働<br>(大気質)<br>(存在・供用)<br>(排ガス) | 排ガス処理設備     | 低減    | センター | 最新の排ガス処理設備を採用するとともに、適切な燃焼管理や薬剤噴霧等により、排ガス中に含まれる大気汚染物質の排出抑制を行うことにより、煙突から排出される大気汚染物質による大気質への影響を低減できる。 | なし      | なし       |
|                                    | 運転管理の徹底     | 低減    | センター | 焼却炉の適切な燃焼管理を行うとともに、適切な監視を行うことにより、煙突から排出される大気汚染物質による大気質への影響を抑制できる。                                  | なし      | なし       |
|                                    | 排ガス濃度等の情報公開 | 低減    | センター | 排ガス濃度等の計測により適正な施設稼働を確認するとともに、情報公開に努め、一般市民が本施設の運転状況を確認できるようにすることで、大気質への不信感の抑制と市民の安心感が得られる。          | なし      | なし       |

表 9-1(3) 大気質に係る環境保全措置の検討結果

| 環境影響要因                    | 措置の種類       | 措置の区分 | 実施主体 | 保全措置の内容および効果   | 効果の不確実性 | 新たに生じる影響 |
|---------------------------|-------------|-------|------|--|---------|----------|
| 施設関連車両の走行<br>(大気質)(存在・供用) | 施設関係車両台数の低減 | 低減    | センター | ごみ減量対策を推進し、運搬・持込車両の台数低減することにより、沿道大気質への影響を低減できる。  | なし      | なし       |
|                           | 車両の維持管理     | 低減    | センター | 施設関連車両の維持管理を徹底し、車両排ガス等を適正に保つことにより、沿道大気質への影響を抑制できる。   | なし      | なし       |
|                           | 運転手の教育・指導   | 低減    | センター | 施設関係車両の走行にあたっては、積載量や走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの励行や空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を徹底することにより、沿道大気質への影響を抑制できる。 | なし      | なし       |
| 施設の稼働<br>(粉じん等)(存在・供用)    | 施設を建屋で囲う    | 低減    | センター | 粉じんを発生させるおそれのある破碎処理設備は建屋で囲い、処理過程で生じる粉じんを周辺に飛散させず、粉じん等の飛散を抑制できる。                                  | なし      | なし       |
|                           | 除じん設備の設置    | 低減    | センター | 施設内で発生した粉じんを集じんダクトで吸引を行い、集じん装置、バグフィルタにより除去することにより、粉じん等の発生を抑制できる。                                 | なし      | なし       |
|                           | 散水の実施       | 低減    | センター | 施設内で適宜散水を行うことにより、粉じん等の発生を抑制できる。  | なし      | なし       |

(2) 騒音

表 9-2(1) 騒音に係る環境保全措置の検討結果

| 環境影響要因               | 措置の種類       | 措置の区分 | 実施主体 | 保全措置の内容および効果  | 効果の不確実性 | 新たに生じる影響 |
|----------------------|-------------|-------|------|---|---------|----------|
| 重機<br>の稼働<br>(工事の実施) | 低騒音型建設機械の採用 | 低減    | センター | 建設工事に使用する重機(建設機械)は、低騒音型の建設機械を採用することにより、発生する建設作業騒音を低減できる。                                    | なし      | なし       |
|                      | 教育指導の実施     | 低減    | センター | アイドリングストップの徹底や空ぶかしの禁止、重機に過剰な負荷をかけないよう留意するなど、工事関係者に対して必要な教育・指導を行うことにより、騒音の発生を抑制できる。          | なし      | なし       |
|                      | 防音シート等の設置   | 低減    | センター | 建設工事の期間中においては、必要な範囲に仮囲いを設置することにより、周辺への騒音伝搬の減衰が期待できる。  | なし      | なし       |
| 工事用車両の走行<br>(工事の実施)  | 運搬車両台数の低減   | 低減    | センター | 土地の改変に伴う発生土砂は、対象事業実施区域内で再利用し、周辺道路を走行する工事用車両の台数を減らすことにより、沿道騒音への影響を低減できる。                     | なし      | なし       |
|                      | 車両の維持管理     | 低減    | センター | 工事用車両の維持管理を徹底し、過剰な騒音の発生を防止することにより、騒音の影響を抑制できる。  | なし      | なし       |
|                      | 運転手の教育・指導   | 低減    | センター | 工事用車両の走行にあたっては、積載量や走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの励行や空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を徹底することにより、騒音の発生を抑制できる。 | なし      | なし       |

表 9-2(2) 騒音に係る環境保全措置の検討結果

| 環境影響要因               | 措置の種類          | 措置の区分 | 実施主体 | 保全措置の内容および効果   | 効果の不確実性 | 新たに生じる影響 |
|----------------------|----------------|-------|------|--|---------|----------|
| 施設の稼働<br>(存在・供用)     | 低騒音型設備機器の採用と配置 | 低減    | センター | 低騒音型の設備機器を採用するとともに、原則屋内に設置する。また、特に大きな音の発生する設備機器は、必要に応じ、吸音対策を施した室内に設置することにより、外部へ伝搬する騒音を低減できる。 | なし      | なし       |
|                      | 設備機器の維持管理      | 低減    | センター | 定期的な設備機器等の点検や異常が確認された機器類の修理・交換等、適切な維持管理を行うことにより、騒音の発生を抑制できる。                                 | なし      | なし       |
| 施設関連車両の走行<br>(存在・供用) | 施設関係車両台数の低減    | 低減    | センター | ごみ減量対策を推進し、運搬・持込車両の台数低減に努めることにより、沿道騒音への影響を低減できる。   | なし      | なし       |
|                      | 運転手の教育・指導      | 低減    | センター | 施設関係車両の走行にあたっては、走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの励行や空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を徹底することにより、騒音の発生を抑制できる。     | なし      | なし       |
|                      | 車両の維持管理        | 低減    | センター | 施設関連車両の維持管理を徹底し、過剰な騒音の発生を防止することにより、騒音の影響を抑制できる。  | なし      | なし       |

(3) 超低周波音

表 9-3 超低周波音に係る環境保全措置の検討結果

| 環境影響要因           | 措置の種類          | 措置の区分 | 実施主体 | 保全措置の内容および効果  | 効果の不確実性 | 新たに生じる影響 |
|------------------|----------------|-------|------|---|---------|----------|
| 施設の稼働<br>(存在・供用) | 低騒音型設備機器の採用と配置 | 低減    | センター | 低騒音型の設備機器を採用するとともに、原則屋内に設置する。また、特に大きな音の発生する設備機器は、必要に応じ、吸音対策を施した室内に設置することにより、外部へ伝搬する超低周波音を低減できる。 | なし      | なし       |
|                  | 設備機器の維持管理      | 低減    | センター | 定期的な設備機器等の点検や異常が確認された機器類の修理・交換等、適切な維持管理を行うことにより、超低周波音の発生を抑制できる。                                 | なし      | なし       |

## (4) 振動

表 9-4(1) 振動に係る環境保全措置の検討結果

| 環境影響要因             | 措置の種類       | 措置の区分 | 実施主体 | 保全措置の内容および効果   | 効果の不確実性 | 新たに生じる影響 |
|--------------------|-------------|-------|------|--|---------|----------|
| 重機の稼働<br>(工事の実施)   | 低振動型建設機械の採用 | 低減    | センター | 建設工事に使用する重機(建設機械)は、低振動型の建設機械を採用することにより、発生する建設作業振動を低減できる。                                   | なし      | なし       |
|                    | 教育指導の実施     | 低減    | センター | アイドリングストップの徹底や空ぶかしの禁止、重機に過剰な負荷をかけないように留意するなど、工事関係者に対して必要な教育・指導を行うことにより、振動の発生を抑制できる。        | なし      | なし       |
| 工用車両の走行<br>(工事の実施) | 運搬車両台数の低減   | 低減    | センター | 土地の改変に伴う発生土砂は、対象事業実施区域内で再利用し、周辺道路を走行する工用車両の台数を減らすことにより、沿道振動への影響を低減できる。                     | なし      | なし       |
|                    | 車両の維持管理     | 低減    | センター | 工用車両の維持管理を徹底し、過剰な騒音の発生を防止することにより、振動の影響を抑制できる。  | なし      | なし       |
|                    | 運転手の教育・指導   | 低減    | センター | 工用車両の走行にあたっては、積載量や走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの励行や空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を徹底することにより、振動の発生を抑制できる。 | なし      | なし       |

表 9-4(2) 振動に係る環境保全措置の検討結果

| 環境影響要因               | 措置の種類       | 措置の区分 | 実施主体 | 保全措置の内容および効果   | 効果の不確実性 | 新たに生じる影響 |
|----------------------|-------------|-------|------|--|---------|----------|
| 施設の稼働<br>(存在・供用)     | 振動発生機器の配慮   | 低減    | センター | 低振動型の設備機器を採用し、また、特に大きな振動源となる設備機器は、必要に応じ、強固な基礎や独立基礎上に設置することにより、外部へ伝搬する振動を低減できる。           | なし      | なし       |
|                      | 設備機器の維持管理   | 低減    | センター | 定期的な設備機器等の点検や異常が確認された機器類の修理・交換等、適切な維持管理を行うことにより、振動の発生を抑制できる。                             | なし      | なし       |
| 施設関連車両の走行<br>(存在・供用) | 施設関係車両台数の低減 | 低減    | センター | ごみ減量対策を推進し、運搬・持込車両の台数低減に努めることにより、沿道振動への影響を低減できる。   | なし      | なし       |
|                      | 運転手の教育・指導   | 低減    | センター | 施設関係車両の走行にあたっては、走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの励行や空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を徹底することにより、振動の発生を抑制できる。 | なし      | なし       |

## (5) 悪臭

表 9-5 悪臭に係る環境保全措置の検討結果

| 環境影響要因                      | 措置の種類        | 措置の区分 | 実施主体 | 保全措置の内容および効果   | 効果の不確実性 | 新たに生じる影響 |
|-----------------------------|--------------|-------|------|--|---------|----------|
| 施設の稼働<br>(存在・供用)<br>(排ガス)   | 排ガス処理        | 低減    | センター | 窒素酸化物(サーマルNOx)等に由来する臭気については、脱硝設備における排ガス処理または適切な燃焼管理や薬剤噴霧等を行うことで臭気の発生を低減できる。      | なし      | なし       |
|                             | 運転管理の徹底      | 低減    | センター | 焼却炉の適切な燃焼管理を行うとともに、適切な監視を行うことにより、排ガスの伝搬による悪臭の影響を抑制できる。                           | なし      | なし       |
|                             | 脱臭設備の設置      | 低減    | センター | 施設稼働時には、ごみピットの空気を燃焼用空気として引き込み、焼却炉内で臭気の高温分解を行い、施設休止時には脱臭装置による脱臭を行うことで、臭気を低減できる。   | なし      | なし       |
| 施設の稼働<br>(存在・供用)<br>(臭気の漏洩) | 臭気の高温分解      | 低減    | センター | 施設稼働時には、ごみピットの空気を燃焼用空気として引き込み、焼却炉内で臭気の高温分解を行うことにより、排ガスの伝搬による悪臭の影響を低減できる。         | なし      | なし       |
|                             | 運転管理の徹底      | 低減    | センター | 焼却炉の適切な燃焼管理を行うとともに、適切な監視を行うことにより、排ガスの伝搬による悪臭の影響を抑制できる。                           | なし      | なし       |
|                             | 悪臭漏洩の防止      | 低減    | センター | 施設内は負圧に保ち、ごみピットからの臭気の漏れ出しを防ぐとともに、プラットホーム出入口にはエアカーテンを設置することにより、悪臭の漏洩を低減できる。       | なし      | なし       |
|                             | 脱臭装置の設置      | 低減    | センター | 施設休止時には、脱臭装置による脱臭を行うことにより、排気の伝搬による悪臭の影響を低減できる。                                   | なし      | なし       |
| 施設関連車両の走行<br>(存在・供用)        | 運転手の教育・指導    | 低減    | センター | 回収した廃棄物の密閉や、タイヤ等への廃棄物の付着有無を逐次確認し、適正な運搬を行うよう、運転手の教育・指導を徹底することにより、沿道の悪臭への影響を抑制できる。 | なし      | なし       |
|                             | 車両の維持管理      | 低減    | センター | パッカー車の破損の有無等について、車両の点検確認を走行前に毎日実施し、廃棄物運搬時の臭気漏洩を防止することにより、沿道の悪臭への影響を抑制できる。        | なし      | なし       |
|                             | 汚水タンク付き車両の使用 | 低減    | センター | パッカー車に装着した汚水タンクは定期的に清掃を行い、車両からの汚水の漏洩による臭気漏洩を防止することにより、沿道の悪臭への影響を抑制できる。           | なし      | なし       |

## (6) 水質

表 9-6 水質に係る環境保全措置の検討結果

| 環境影響要因                 | 措置の種類      | 措置の区分 | 実施主体 | 保全措置の内容および効果   | 効果の不確実性 | 新たに生じる影響 |
|------------------------|------------|-------|------|--|---------|----------|
| 土地の改変（工事の実施）<br>（水の濁り） | 調整池の設置     | 低減    | センター | 敷地内の雨水を調整池に集めて沈砂後に下流河川へ放流することにより、下流の河川等への濁水の影響を低減できる。                                    | なし      | なし       |
|                        | ノッチタンク等の併用 | 低減    | センター | 掘削工事時にポンプアップした地下湧水は、可能な限りノッチタンク等に導水・泥土等を沈降させたいうで、上澄み水を調整池に導水することにより、下流の河川等への濁水の影響を低減できる。 | なし      | なし       |
|                        | 調整池の浚渫     | 低減    | センター | 調整池における濁水の沈降機能が維持されるよう、定期的な土砂の抜き取りなど適切な対応に努めることにより、下流の河川等への濁水の影響を低減できる。                  | なし      | なし       |
|                        | 地下水湧出量の抑制  | 低減    | センター | 地下躯体工事箇所の掘削工事においては遮水矢板を打設するなどにより、地下水の湧出量を抑制することにより、下流の河川等への濁水の影響を低減できる。                  | なし      | なし       |
|                        | 速やかな転圧等    | 低減    | センター | 造成の終わった法面等は、速やかな転圧または養生シートでの地表面の被覆等を行うことにより、下流の河川等への濁水の影響を低減できる。                         | なし      | なし       |

## (7) 動物

表 9-7 動物に係る環境保全措置の検討結果

| 環境影響要因               | 措置の種類          | 措置の区分 | 実施主体 | 保全措置の内容および効果   | 効果の不確実性 | 新たに生じる影響 |
|----------------------|----------------|-------|------|--|---------|----------|
| 土地の<br>改変<br>(工事の実施) | 地形改変の最小化       | 低減    | センター | 工事施工ヤードは対象事業実施区域内を利用するなど、土地の不要な改変を避けることで、動物の生息環境の消失・縮小を最小化し、動物への影響を低減できる。  | なし      | なし       |
|                      | 指定希少種の保護・個体の移殖 | 低減    | センター | 敷地内に生息するトノサマガエル、ナゴヤダルマガエル(指定希少種)、シュレーゲルアオガエル、コオイムシ、コガムシの個体や卵塊、幼生等を工事前に改変区域外に移殖することにより、これらの種への影響を低減できる。なお、この時、他に確認した水生生物も可能な限り移殖する。また、対象事業実施区域周辺では移殖対象種を多数確認しており、移殖先は、これらの種の生息適地が広く分布する対象事業実施区域周辺で選定する。 | なし      | なし       |
|                      | 侵入防止           | 低減    | センター | 個体の移殖実施後は、速やかに水域に土砂を搬入するとともに、必要に応じ敷地内外の水域をつなぐ水路の入口に侵入防止のための板等を設置することで、水生生物の敷地内への再侵入を防止することで、動物への影響を低減できる。  | なし      | なし       |
|                      | 調整池の設置         | 低減    | センター | 敷地内の雨水を調整池に集めて沈砂後に下流河川へ放流することにより、下流の河川等への濁水の影響を低減することで、動物への影響を低減できる。   | なし      | なし       |
|                      | 調整池の浚渫         | 低減    | センター | 調整池における濁水の沈降機能が維持されるよう、定期的な土砂の抜き取りなど適切な対応に努めることにより、下流の河川等への濁水の影響を低減することで、動物への影響を低減できる。   | なし      | なし       |
|                      | 地下水湧出量の抑制      | 低減    | センター | 地下躯体工事箇所の掘削工事においては遮水矢板を打設するなどにより、地下水の湧出量(排水量)を抑制することにより、下流の河川等への濁水の影響を低減することで、動物への影響を低減できる。  | なし      | なし       |
|                      | 速やかな転圧等        | 低減    | センター | 造成の終わった法面等は、速やかな転圧または養生シートでの地表面の被覆等を行うことにより、下流の河川等への濁水の影響を低減することで、動物への影響を低減できる。  | なし      | なし       |
| 重機の稼働<br>(工事の実施)     | 低騒音型建設機械の採用    | 低減    | センター | 建設工事に使用する重機(建設機械)は、低騒音型の建設機械を採用することにより、発生する建設作業騒音を低減できる。   | なし      | なし       |

注) : 移殖先は、調査地域付近に広く分布する移殖対象種の生息適地とする。また、移殖時期は、工事工程と調整のうえ、ナゴヤダルマガエル等カエル類の繁殖時期に配慮して、繁殖時期後から捕獲効率の下がる越冬時期前までの期間(7月中旬~10月頃の期間)を基本とし、移殖実施後は、速やかに水域に土砂を搬入する。ただし、越冬時期に土砂を搬入する場合は、越冬時期直前に移殖を実施するとともに、敷地内外の水域をつなぐ水路の入口に侵入防止のための板等を設置する。

## (8) 植物

表 9-8 植物に係る環境保全措置の検討結果

| 環境影響要因           | 措置の種類     | 措置の区分 | 実施主体 | 保全措置の内容および効果  | 効果の不確実性 | 新たに生じる影響 |
|------------------|-----------|-------|------|---|---------|----------|
| 土地の改変<br>(工事の実施) | 調整池の設置    | 低減    | センター | 敷地内の雨水を調整池に集めて沈砂後に下流河川へ放流することにより、下流の河川等への濁水の影響を低減することで、動物への影響を低減できる。                        | なし      | なし       |
|                  | 調整池の浚渫    | 低減    | センター | 調整池における濁水の沈降機能が維持されるよう、定期的な土砂の抜き取りなど適切な対応に努めることにより、下流の河川等への濁水の影響を低減することで、動物への影響を低減できる。      | なし      | なし       |
|                  | 地下水湧出量の抑制 | 低減    | センター | 地下躯体工事箇所の掘削工事においては遮水矢板を打設するなどにより、地下水の湧出量(排水量)を抑制することにより、下流の河川等への濁水の影響を低減することで、動物への影響を低減できる。 | なし      | なし       |
|                  | 速やかな転圧等   | 低減    | センター | 造成の終わった法面等は、速やかな転圧または養生シートでの地表面の被覆等を行うことにより、下流の河川等への濁水の影響を低減することで、動物への影響を低減できる。             | なし      | なし       |

## (9) 生態系

表 9-9 生態系に係る環境保全措置の検討結果

| 環境影響要因           | 措置の種類          | 措置の区分 | 実施主体 | 保全措置の内容および効果   | 効果の不確実性 | 新たに生じる影響 |
|------------------|----------------|-------|------|--|---------|----------|
| (工事の実施)<br>土地の改変 | 地形改変の最小化       | 低減    | センター | 工事施工ヤードは対象事業実施区域内を利用するなど、土地の不要な改変を避けることで、動物の生息環境の消失・縮小を最小化し、生態系への影響を低減できる。   | なし      | なし       |
|                  | 指定希少種の保護・個体の移殖 | 低減    | センター | 敷地内に生息するナゴヤダルマガエル(指定希少種)の個体や卵塊、幼生等を工事前に改変区域外に移殖することにより、本種への影響を低減できる。なお、対象事業実施区域周辺では本種を多数確認しており、移殖先は、本種の生息適地が広く分布する対象事業実施区域周辺で選定する。 | なし      | なし       |
|                  | 侵入防止           | 低減    | センター | 個体の移殖実施後は、速やかに水域に土砂を搬入するとともに、必要に応じ敷地内外の水域をつなぐ水路の入口に侵入防止のための板等を設置することで、水生生物の敷地内への再侵入を防止することで、動物への影響を低減できる。                          | なし      | なし       |
|                  | 調整池の設置         | 低減    | センター | 敷地内の雨水を調整池に集めて沈砂後に下流河川へ放流することにより、下流の河川等への濁水の影響を低減することで、生態系への影響を低減できる。  | なし      | なし       |
|                  | 調整池の浚渫         | 低減    | センター | 調整池における濁水の沈降機能が維持されるよう、定期的な土砂の抜き取りなど適切な対応に努めることにより、下流の河川等への濁水の影響を低減することで、生態系への影響を低減できる。  | なし      | なし       |
|                  | 地下水湧出量の抑制      | 低減    | センター | 地下躯体工事箇所の掘削工事においては遮水矢板を打設するなどにより、地下水の湧出量(排水量)を抑制することにより、下流の河川等への濁水の影響を低減することで、生態系への影響を低減できる。                                       | なし      | なし       |
|                  | 速やかな転圧等        | 低減    | センター | 造成の終わった法面等は、速やかな転圧または養生シートでの地表面の被覆等を行うことにより、下流の河川等への濁水の影響を低減することで、生態系への影響を低減できる。   | なし      | なし       |
| (工事の実施)<br>重機の稼働 | 低騒音型建設機械の採用    | 低減    | センター | 建設工事に使用する重機(建設機械)は、低騒音型の建設機械を採用することにより、発生する建設作業騒音を低減できる。   | なし      | なし       |

注) : 移殖先は、調査地域付近に広く分布する移殖対象種の生息適地とする。また、移殖時期は、工事工程と調整のうえ、ナゴヤダルマガエルの繁殖時期に配慮して、繁殖時期後から捕獲効率の下がる越冬時期前までの期間(7月中旬~10月頃の期間)を基本とし、移殖実施後は、速やかに水域に土砂を搬入する。ただし、越冬時期に土砂を搬入する場合は、越冬時期直前に移殖を実施するとともに、敷地内外の水域をつなぐ水路の入口に侵入防止のための板等を設置する。

## (10) 景観

表 9-10 景観に係る環境保全措置の検討結果

| 環境影響要因           | 措置の種類                  | 措置の区分 | 実施主体 | 保全措置の内容および効果   | 効果の不確実性 | 新たに生じる影響 |
|------------------|------------------------|-------|------|--|---------|----------|
| 施設の存在<br>(存在・供用) | 周辺景観環境との調和             | 低減    | センター | 建屋および煙突の形状および配色に配慮し、また、敷地の周囲に植栽を施すことにより、周辺景観環境との調和を図る。これにより、主要な眺望景観の変化の程度を低減できる。なお、植栽樹種の選定にあたっては、郷土樹種の導入にも可能な限り留意する。 | なし      | なし       |
|                  | 「長浜市景観まちづくり計画」に従った景観対応 | 低減    | センター | 建物等の意匠、色彩、緑化措置等の具体的な検討あたっては、「長浜市景観まちづくり計画」に示された「行為の制限の基準」を採用することにより、「田園・里山景観ゾーン」の周辺景観環境との調和が図られ、主要な眺望景観の変化の程度を低減できる。 | なし      | なし       |

## (11) 廃棄物等

表 9-11 廃棄物等に係る環境保全措置の検討結果

| 環境影響要因           | 措置の種類       | 措置の区分 | 実施主体 | 保全措置の内容および効果   | 効果の不確実性 | 新たに生じる影響 |
|------------------|-------------|-------|------|--|---------|----------|
| 土地の改変<br>(工事の実施) | 適正な処理および再利用 | 低減    | センター | 建設副産物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」および「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、適正な処理および再利用を図ることにより、発生した廃棄物等による影響を低減できる。 | なし      | なし       |
|                  | 適正な処分       | 低減    | センター | 再利用および再資源化できない建設副産物は、産業廃棄物処理業者へ委託し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適切に処分を行うことにより、発生した廃棄物等による影響を低減できる。                          | なし      | なし       |
|                  | 再資源化の促進     | 低減    | センター | 建設廃棄物は、再利用しやすい材料の使用や分別を徹底し、再資源化の促進に努めることにより、廃棄物の処分量を低減できる。   | なし      | なし       |
| 施設の稼働<br>(存在・供用) | 適正な処理および処分  | 低減    | センター | 施設供用後に発生する廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適切に中間処理を行ったうえで、適正な処理・処分を行うことにより、発生した廃棄物等による影響を低減できる。                       | なし      | なし       |
|                  | ごみ分別・減量化の推進 | 低減    | センター | ごみ分別回収の徹底およびごみの減量化の取り組みを推進することにより、廃棄物の最終処分量を低減できる。   | なし      | なし       |

(12) 温室効果ガス等

表 9-12 温室効果ガス等に係る環境保全措置の検討結果

| 環境影響要因                       | 措置の種類       | 措置の区分 | 実施主体 | 保全措置の内容および効果   | 効果の不確実性 | 新たに生じる影響 |
|------------------------------|-------------|-------|------|--|---------|----------|
| 重機の稼働および工事用車両の走行<br>(工事の実施)  | 運転手の教育・指導   | 低減    | センター | 重機の稼働にあたっては、アイドリングストップの徹底や空ぶかしの禁止、重機に過剰な負荷をかけないよう留意することや、工事用車両の走行にあたっては、積載量や走行速度等の交通法規を遵守する等、運転手の教育・指導を徹底することにより、温室効果ガスの排出量を抑制できる。 | なし      | なし       |
|                              | 車両の整備・点検    | 低減    | センター | 重機や工事用車両の整備不良による温室効果ガスの発生を抑制するため、整備・点検などの維持管理を徹底することにより、温室効果ガスの排出量を抑制できる。  | なし      | なし       |
|                              | 運搬車両台数の低減   | 低減    | センター | 土地の改変に伴う発生土砂は、対象事業実施区域内で再利用し、周辺道路を走行する工事用車両の台数を減らすことにより、温室効果ガスの排出量を低減できる。  | なし      | なし       |
|                              | 建設副産物の再利用   | 低減    | センター | 建設副産物については、可能な限り再利用に努め、焼却処分量の低減に努めることにより、温室効果ガスの排出量を抑制できる。   | なし      | なし       |
|                              | 緑化の推進       | 低減    | センター | 工事によって改変する箇所において緑化が可能な場合は、積極的に緑化を行うことにより、発生した温室効果ガスの吸収が期待できる。  | なし      | なし       |
| 施設の稼働および施設関連車両の走行<br>(存在・供用) | エネルギー回収     | 低減    | センター | 焼却等の処理により発生した廃熱を利用して施設内で発電・利用するほか、余剰電力については売電等を行い、エネルギーを回収・循環利用する。また、バイオガス発電を行い、エネルギー回収・循環利用を強化することにより、火力発電等による新たな二酸化炭素の排出を抑制できる。  | なし      | なし       |
|                              | 運転手の教育・指導   | 低減    | センター | 施設関係車両の走行にあたっては、走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの励行や空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を徹底することにより、温室効果ガスの排出量を抑制できる。                                      | なし      | なし       |
|                              | ごみ分別・減量化の推進 | 低減    | センター | ごみ分別回収の徹底およびごみの減量化の取り組みを推進することにより、廃棄物の最終処分量を低減できる。   | なし      | なし       |

## (13) 文化財

表 9-13 文化財に係る環境保全措置の検討結果

| 環境影響要因           | 措置の種類                  | 措置の区分 | 実施主体 | 保全措置の内容および効果   | 効果の不確実性 | 新たに生じる影響 |
|------------------|------------------------|-------|------|--|---------|----------|
| (工事の実施)<br>土地の改変 | 遺跡の不時発見時における文化財保護法対応   | 低減    | センター | 工事中に遺跡等を発見した場合には、文化財保護法第九十七条に従い、遺跡の現状を変更せず、長浜市歴史遺産課に届け出るとともに、必要な調査等に協力することにより、未知の埋蔵文化財の記録・保存に貢献できる。                                | なし      | なし       |
|                  | 地形改変の最小化               | 低減    | センター | 工事施工ヤードは対象事業実施区域内を利用するなど、土地の不要な改変を避けることで、コウノトリの生息環境の消失・縮小を最小化し、コウノトリへの影響を低減できる。  | なし      | なし       |
|                  | 調整池の設置                 | 低減    | センター | 敷地内の雨水を調整池に集めて沈砂後に下流河川へ放流することにより、下流の河川等への濁水の影響を低減することで、コウノトリへの影響を低減できる。  | なし      | なし       |
|                  | 調整池の浚渫                 | 低減    | センター | 調整池における濁水の沈降機能が維持されるよう、定期的な土砂の抜き取りなど適切な対応に努めることにより、下流の河川等への濁水の影響を低減することで、コウノトリへの影響を低減できる。  | なし      | なし       |
|                  | 地下水湧出量の抑制              | 低減    | センター | 地下躯体工事箇所の掘削工事においては遮水矢板を打設するなどにより、地下水の湧出量（排水量）を抑制することにより、下流の河川等への濁水の影響を低減することで、コウノトリへの影響を低減できる。                                     | なし      | なし       |
|                  | 速やかな転圧等                | 低減    | センター | 造成の終わった法面等は、速やかな転圧または養生シートでの地表面の被覆等を行うことにより、下流の河川等への濁水の影響を低減することで、コウノトリへの影響を低減できる。   | なし      | なし       |
| (工事の実施)<br>重機の稼働 | 低騒音型建設機械の採用            | 低減    | センター | 建設工事に使用する重機（建設機械）は、低騒音型の建設機械を採用することにより、発生する建設作業騒音を低減することで、コウノトリへの影響を低減できる。   | なし      | なし       |
| (存在・供用)<br>施設の存在 | 周辺景観環境との調和             | 低減    | センター | 建屋および煙突の形状および配色に配慮し、また、敷地の周囲に植栽を施すことにより、周辺景観環境との調和を図る。これにより、文化財の周辺環境の状態変化や景観の変化の程度を低減できる。  | なし      | なし       |
|                  | 「長浜市景観まちづくり計画」に従った景観対応 | 低減    | センター | 建物等の意匠、色彩、緑化措置等の具体的な検討あたっては、「長浜市景観まちづくり計画」に示された「行為の制限の基準」を採用することにより、「田園・里山景観ゾーン」の周辺景観環境との調和を図る。これにより、文化財の周辺環境の状態変化や景観の変化の程度を低減できる。 | なし      | なし       |

(14) 伝承文化財

表 9-14 伝承文化財に係る環境保全措置の検討結果

| 環境影響要因                   | 措置の種類                  | 措置の区分 | 実施主体 | 保全措置の内容および効果  | 効果の不確実性 | 新たに生じる影響 |
|--------------------------|------------------------|-------|------|---|---------|----------|
| 施設<br>の<br>存在<br>(存在・供用) | 周辺景観環境との調和             | 低減    | センター | 建屋および煙突の形状および配色に配慮し、また、敷地の周囲に植栽を施すことにより、周辺景観環境との調和を図る。これにより、伝承文化の場の周辺環境の状態変化や景観の変化の程度を低減できる。  | なし      | なし       |
|                          | 「長浜市景観まちづくり計画」に従った景観対応 | 低減    | センター | 建物等の意匠、色彩、緑化措置等の具体的な検討あたっては、「長浜市景観まちづくり計画」に示された「行為の制限の基準」を採用することにより、「田園・里山景観ゾーン」の周辺景観環境との調和を図る。これにより、伝承文化の場の周辺環境の状態変化や景観の変化の程度を低減できる。 | なし      | なし       |